

別表1 対応レベル毎の各関係機関の役割

		〔参考〕通常出没時の対応	「監視警戒レベル」	「緊急出動レベル」
機 関		<p>〔出没状況〕 市街地等以外における通常の出没対応時</p> <p>〔出没事例〕 ・農山村部で目撃や出没の痕跡があり、周辺住民に注意喚起が必要である ・農村部の田畠で農作物被害が発生した</p>	<p>〔出没状況〕 市街地等でクマの目撃情報があり、現時点で人身事故発生の危険性は低いが再出没する危険性がある状況</p> <p>〔出没事例〕 ・市街地等にクマの痕跡があるが、既に立ち去っている ・市街地等の近くでクマが徘徊または留まっている</p>	<p>〔出没状況〕 市街地等にクマが留まっている又は潜伏しているとの情報があり、人身被害が発生する危険性が高く、緊急的な対応を必要とする状況</p> <p>〔出没事例〕 ・市街地等でクマによる人身事故が発生した ・クマが市街地等を徘徊または留まっている ・クマが施設等に侵入、又は立てこもっている</p>
農地林務課		<p>・メール配信システムによる市民への情報提供及び注意喚起 ・鹿角警察署との情報共有 ・目撃地点周辺の状況調査(クマ搜索、痕跡・進入ルート確認等) ・自治会、施設、関係機関等に対する情報提供及び注意喚起</p> <p>〔現地の状況から必要と判断される場合〕 ・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導 (クマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導) ・箱罠等による有害鳥獣捕獲の実施 (捕獲許可後、鳥獣被害対策実施隊に指示)</p>	<p>【連絡調整職員】 ・現地本部と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等) ・出没情報等の収集、整理(必要に応じ 通報者から確認) ・教育委員会、周辺自治会等に対する情報提供及び注意喚起 ・対応状況の記録等 ・必要に応じ、ホームページ、メール配信サービス 等による市民への情報提供 ・総務課危機管理室に対する庁内本部の設置要請(緊急出動レベル移行時)</p> <p>【現地急行職員】 ・メール配信システムによる市民への情報提供及び注意喚起(第1報) ・目撃地点周辺の状況調査(クマ搜索、痕跡・進入ルート確認等) ・秋田県等、関係機関への状況報告 ・市実施隊への連絡・出動要請 ・緊急時に備えた有害捕獲許可申請等(※市町村による口頭許可)</p> <p>〔現地の状況から必要と判断される場合〕 ・状況調査の結果に基づく住民、自治会等の指導 (クマを誘引した原因がある場合には、誘引物の除去や対策方法について指導) ・市街地等の周辺部における追払いや、箱罠等による有害捕獲の実施 (鳥獣被害対策実施隊、鹿角警察署と連携して実施)</p>	<p>【連絡調整職員】 ・現地本部、庁内本部と連携した後方支援(地図情報の提供、連絡先検索等) ・現地対応に要する物品等資材調達、送付等 ・動員職員の配置に係る支援 ・対応状況の記録等</p> <p>【現地指揮者(代表1名を選任)】 ・現地本部の設置及び現地指揮(鹿角警察署との連携による運営) ・庁内本部との連絡調整 ・警戒区域の設定・解除(鹿角警察署、市実施隊との協議による) ・クマの排除方法等の協議・決定(農地林務課、鹿角警察署、市実施隊による協議) ・班の編成(※)及び人員振り分け(緊急動員職員を含む) ※[各班毎の役割は以下のとおり] 【指揮班】・各班の指揮統制・庁内本部との連絡調整・対応方針の決定 等 【現地調査班】・クマの動向把握(追跡、監視) ・周辺の状況・痕跡等の確認、追払いルート等調査 【広報班】・周辺住民に対する注意喚起 ・警戒区域内の住民に対する屋内退避等の指示 【規制班】・警戒区域内における車両・歩行者の通行規制等、安全の確保 【追払い班】・農地林務課、市実施隊、鹿角警察署と連携しての追払い・捕獲等 ・追払い・捕獲等の際における周囲の退避誘導等 ・捕獲が行われる場合の市実施隊のサポート等</p>
鹿角市	鹿角市鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員)(緊急銃獣の捕獲者)	・農地林務課からの指示に基づく有害鳥獣捕獲の実施 ・出没地点周辺の状況調査び及び指導等	・出動要請により現地急行班と合流後、農地林務課と連携して状況調査を実施 ※万が一に備え、銃砲を準備の上で出動 ・必要に応じ、追払いや有害鳥獣捕獲を実施	<p>【現地本部】 ・出動要請により現地本部と合流後、【現地調査班】及び【追払い班】に従事 ※万が一の緊急避難措置に備え、後方支援を基本とする ・緊急銃獣実施の際は、捕獲者となる ・緊急避難措置としての発砲指示等があった際の銃砲による捕獲</p>
	総務課 危機管理室	一	<p>※待機 ・緊急出動レベルへの移行に備えた準備</p>	<p>【庁内本部】 ・市民に対する情報提供及び注意喚起 (メール配信システム、コミュニティFMの活用及び報道機関等への情報提供) ・状況の把握、記録(クマの動向、警戒区域の設定・解除、現地本部の動き等) ・周辺住民等の屋内退避、誘導等に関する庁内各課室との連絡調整、指示 ・職員の緊急動員に係る各課室との連絡調整、出動状況の把握 ・三役、議会等への現状報告 ・報道機関に対する対応</p>
生活環境課				
福祉総務課				
すこやか子育て課		・出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設・関連機関等に対する注意喚起	※待機 ・出没情報等から必要に応じて近隣の所管施設・関連機関等に対する注意喚起	<p>※基本的に職場において連絡調整に従事</p> <p>・近隣の所管施設、関連機関・施設、自治会等に対する情報提供及び注意喚起 (別表3参照) ・現地本部、関連機関への応援職員派遣(緊急動員の必要が生じた場合)</p>
都市整備課				
その他課室・支所等				
鹿角市教育委員会		・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起 ・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保	・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起 ・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保	<p>・小中学校等に対する情報提供及び注意喚起 ・近隣の小中学校等の通学児童・生徒の安全確保 ・現地本部、小中学校等への応援職員派遣(緊急動員の必要が生じた場合)</p>
鹿角警察署		・周辺住民に対する注意喚起 ・出没地周辺の巡回パトロール (※人身事故の場合)事故及び現場周辺の状況把握	・周辺住民に対する注意喚起 ・出没地周辺の巡回パトロール ・出没地周辺の状況把握(農地林務課【現地急行班】との連携、情報共有)	<p>【現地指揮者(代表1名を選任)】 ・現地本部の設置及び現地指揮(農地林務課との連携による運営) ・警戒区域の設定・解除(農地林務課、市実施隊との協議による) ・クマの排除方法等の協議・決定(農地林務課、鹿角警察署、市実施隊による協議)</p>
鹿角広域行政組合消防本部	(※人身事故の場合)負傷者の救護等	※待機 ・緊急出動レベルへの移行に備えた準備		(※人身事故の場合)前進待機、負傷者の救護等
秋田県	自然保護課(緊急銃獣の捕獲者)	・出没抑制、被害防止のための環境整備に関する支援、助言	・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合) ※必要に応じ、対応方法等に関する助言	<p>・現地状況を把握の上、対応方法等に関する助言、支援、現地本部に合流 ・麻酔薬の使用に関する協議及び連絡調整 ・県教育委員会に対する情報提供及び注意喚起(近隣に高校等の県教育施設がある場合) ・その他関係機関との連絡調整 ・緊急銃獣実施の際、麻酔銃を使用するとき、捕獲者となる。</p>
	鹿角地域振興局(森づくり推進課)	・有害鳥獣捕獲等対応に関する助言、支援	・対応方法等に関する助言、支援 ・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起	<p>・現地状況の確認、記録等 ・対応方法等に関する助言、支援 ・近隣の県関連施設に対する情報提供及び注意喚起</p>